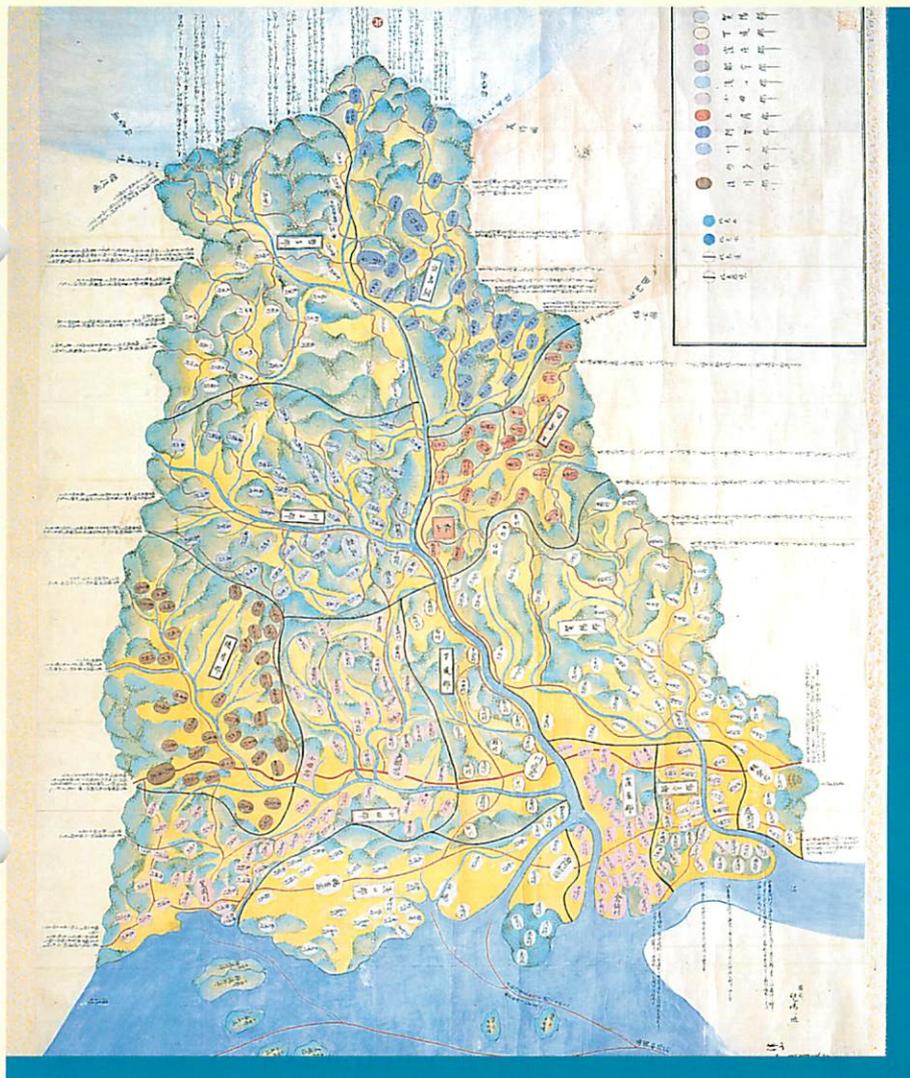


大

博物館だより

津山郷土博物館

1999.10



●備中国絵図

本紙 よこ 134cm
たて 178.5cm
津山郷土博物館蔵

鮮やかな彩色を施された備中の国絵図である。国内が11の郡毎に区画され、小判型の村名表示も郡毎に色分けされている。この絵図は松平家資料に含まれていたもので、美作国内を領していた松平家に備中国絵図が伝来したのは、文化9年(1812)の預地獲得に伴うものと考えられる。

津山藩松平家は文化9年9月に備中国の内川上郡内に8,291石余、阿賀郡内に10,266石余の預地

を得ており、預地の支配のための必要からこの国絵図を入手したのであろう。

絵図の隅には「津山 御預所役所」の記載がありこうした経緯を示している。

預地では検見なども実施されており、預所役所の役人が現地に派遣されているが、そうした具体的な預地支配の動きを想像することのできる貴重な絵図資料である。


 つやまほん あざかりち
津山藩の預地
はじめに

文化9年(1812)9月15日、津山藩松平家は美作国と備中国の内合計4万7000石余の預地を幕府より命ぜられた。預地は、幕府の領地を大名や旗本に預けて管理を任せるもので、江戸時代には幕府領の20パーセント程度が預地として各地に存在していた。預かり期間は通常は3～5年間である。但し、この期間は継続される場合もある(『国史大辞典』)。

預地に関しては幕府の天領支配の一形態、あるいは天領における代官支配の補助的な支配形態として捉えられることが多いが、預地を与えられる大名にとってはどのような位置づけがなされるのかという観点からは、十分な考察が加えられていない様に思われる。『津山市史』においても、美作地域の預地が一覧表として掲載されるのみである。また、幕府領・大名領・旗本領といった諸領と預地の関係はどのように捉えるべきなのか、様々な事例からの考察が必要であろう。

結論から言えば、津山藩にとって預地は、決して押しつけられたのではなく、望むべきものであった。越前家の家柄と将軍家斉の実子を養子に迎えた血筋を以て、盛んに加増運動を行った津山松平家にとって、預地の獲得・拡大も藩の将来にとっての大切な一歩であった。本稿では、幕藩関係における預地の意義を明らかにするための前段として、津山藩にとっての預地の意味について概観してみたい。

預地の獲得

文化9年9月15日、御用番老中牧野備前守に呼び出された津山藩留守居定助の河内志津馬は、幕府からの指示が記された書付を渡され、預地を仰せつかった。預地となったのは、山田常右衛門代官所預地と恩田新八郎預地から合わせて4万7000石余の村々で、その内訳は、備中国川上郡で8,291石余、同国阿賀郡で10,266石余、美作国大庭郡で20,759石余、同国西々条郡で8,591石余の地域であった。これらの預地は、その後の津山藩5万石加増や部分的な領地替えなどで、様々に変遷することとなるが、その点は別稿で論じたい。

江戸藩邸では直ちに老中への謝礼の使者を初めとして、幕府勘定奉行や山田常右衛門・恩田新八郎などへの使者を手配している。また、一門や親

戚一同にも連絡をしている。当然ながら津山にも飛脚で連絡した。こうして、津山藩としては初めて預地を得るとともに、初めて美作国以外の地を統治する事となったのである。

預地の支配に関しては、幕府は口出しをしないため、それぞれの大名が自分の領地と同様に支配したとされる。津山藩では預地の管理のために「御預所役所」という部署を設置した。そして、農政を担当する郡代を中心として、御預所奉行を初め数名の役人・中間を配置している。また、預所御用達商人、預所廻米納方など、現地での体制も整えられていった。こうした人員配置や様々な体制の整備にはそれなりの経費も掛かるはずであるが、そうした出費を越えるだけのメリットがあったのだろうか。

預地獲得の意味

実は、預地を命ぜられることは藩にとっては大きなメリットがあった。預地からの年貢は幕府に納めるが、年貢高に応じて課税できる口米銀が手数料のような形で津山藩に入るのである。しかし、預地の場所によっては、津山藩にとってそれ以上に大きな意味を持っていた。

預地は、年貢の収納以外は津山藩領と同様に支配できたのである。領地の近隣に預地を得られれば、様々な経済政策や農業政策を一貫して広範囲に実施することができるのである。そこで、美作国内各地に分散している津山藩領の隙間を埋める形で預地を得られれば、大きな一つの領地を持つと同様になり、その経済効果は大きなものとなる。後に、備中国内の預地を美作国内に移すことを強く望んだのもそのためであった。

また、緊急の場合の在方や町方からの借り上げや上納銀なども見込むことができるのである。実際、文化11年(1814)の11月には、江戸から緊急に不足銀を送るようにと依頼があった時、津山の勘定方では預所の経費からの流用分で銀40貫目、町方からの調達銀50貫目に加えて、備中国の商人からの出銀30貫目を調達することができた。

こうしたことが背景にあるため、津山藩9代藩主慶倫は、慶応2年(1866)11月18日、美作国内の津山藩領以外の地域を全て預地として欲しい旨を幕府に願い出ている。この願いについては「先々

代越後守在職中より再三嘆願書」を差出している願いであるとしており、7代藩主斉孝の代から内願を続けていることが分かる。

内願の表向きの理由は、第一に美作国は御領私領が入り組んでいるために訴訟も多く、江戸出訴も含め領民が難渋していること、第二に時節柄治安維持のための備えが必要であるが、領地が入り組んでいるために困難であること、を上げている。そして、勿論津山藩が一円支配すれば、そうした問題は全て解決し、領民も安心して生活でき年貢も確実に納付されるというのである。

しかし、幕府勘定方の評議では、領地が入り組んでいるのは津山藩だけではないとして一蹴されてしまった。そこで、慶倫は続けて慶応3年(1867)2月にも内願書を提出し、美作一国が無理ならば、せめて城下周辺の村々3万1800石余を預地として津山藩に預けて欲しい旨を願い出ている。そしてそこでは、「全為御守衛御奉願候儀ニ付御年貢之外口米銀等も品二より所務不仕候而も不苦候」として、あくまでも私利私欲ではなく広域の治安維持が目的であるので、場合によっては口米銀を返上してでも構わないので預地にして欲しいと望んでいる。

しかし、幕府勘定方の評定では前回と同様の理由を以て却下された。そして、ここでは「依願預所増地被仰付候様ニ而者自余之響ニ相成不容易筋」となるという判断が添えられ、願いによって預地を拡大すれば他への影響があまりに大きいとしているのである。

このことは、幕府の預地に対する基本的な考え方を示している。すなわち、預地の配分は大名や旗本の願いなどには関係なく、あくまでも幕府の判断に基づくものであるということである。そして、前例をつくれれば他の大名などからも預地の拡大願いが提出される事態を危惧しているのである。

これは同時に、預地の性格として、表向きはともかく実質的には大名課役的な措置ではなく、むしろ大名・旗本に対する恩賞や救済措置に相当する側面を持つ制度であることを示している。だからこそ、幕府としては、できるだけ預地の増大を認めない方針をとっているのである(『御勝手帳』)。

預地の政策的利用

津山藩では、將軍家から養子に入った藩主斉民の時代に大幅な加増を要求したことがあった。これは、越前家としての家格にふさわしい領地高を求めた要求だったが、背景には津山藩の財政逼迫

があった。幕府としてはこの要求を容れることはできないとして拒否したのであるが、その際に、幕府勘定方が提案した妥協策として預地をうまく利用した津山藩の実収増加計画があった(『津山市史』)。

幕府勘定所役人から津山藩に打診があったのは天保7年(1836)10月2日のことである。それによれば、津山藩領内の3万石を幕府に差し出して、代わりの領地をもらい、差し出した3万石は津山藩の預地となるように願い出るという提案であった。具体的には、丹後・但馬・作州の内3万石を津山藩領の村々と交換するというもので、表高は変化しないが実収で2200石程度の増収となるはずであった。更に預地の年貢を一時借用するというプランも立てられていた。

この場合は、預地のみではなく領地の交換が絡んでいるため、どのような計算で2200石の増収とするのか詳細は不明であるが、いずれにしても預地の制度をうまく利用して実質的な増収策を企てたものである。ただ、この場合に、なぜ最初から交換用の3万石の幕領を津山藩預地としないのかという疑問が残るが、このあたりの小細工に幕府勘定所役人の預地制度運用に関する配慮があるようにも考えられよう。

このように、様々な要求を繰り出す大名に対する懐柔策にも預地は利用されていた。ただ、津山藩松平家の系譜の特殊性が、こうした幕府勘定所役人の判断に影響していることは明白で、必ずしも一般の大名全てに当てはまるかどうかは数多くの事例の検討が必要である。

おわりに

預地という、幕領でありながら大名支配に委ねるといふ特殊な支配形態が幕藩制下で維持されたのは、幕府側の意向と大名家や幕臣たちの意向がうまくかみ合っていたからではないのだろうか。殊に、中小の大名にとっては数万石単位の預地は、単なる手数料獲得以上の意味を持った場合もあったのではないか。そうした意味において、預地制度は幕府側の経費節減政策による、代官支配の補助的な政策という視点のみではなく、大名側の事情や領民の生活の変化など、多角的な視点で捉え直す必要があるだろう。

また、幕藩制下における領地のあり方についても、幕領・旗本領・大名領とともに支配の観点から預地をどのように位置付けるか、課題は残されている。

(尾島 治)

弥生土器をつくる を実施しました!

〈夏休み子供歴史教室〉

この歴史教室は弥生土器の作り方を復元しながら、弥生時代の技術や生活を学習する内容となっています。

7月22・23日、8月17日の3回にわたって行われた教室には、小学5・6年生30名が参加しました。

7月22・23日は、弥生時代の土器作りの方法を学習し、実際に粘土で土器を作りました。土器作りは、まず粘土をよくこね、底の部分には円板状のものを作ります。その上に、ひも状にした粘土を積み上げながらつなぎ目を丁寧に、形を整え、表面をならし、模様をつけます。基本は鉢で、鉢を応用して壺や高杯を作ります。毎年初日は鉢や甕を作り、土器作りに慣れた2日目で、壺や高杯に挑戦していました。しかし、今年は初日から高杯が人気を集め、教室のあちこちで苦労しながらも一生懸命に高杯を完成させている子供達を目にしました。中には、高杯が脚部と杯部に分かれてしまい、結局は鉢(?)にしてしまった子供もいましたが、思い思いの弥生土器を2日間で2つ~4つ作り上げました。その他に、土笛や余った粘土で小さな埴輪などを作りました。

8月17日は、約3週間陰干しした土器の野焼きを行いました。野焼き当日は曇り空で、「さぁ野焼きを始めよう」と土器を外へ運び出すと雨が降り始め、急いで土器を避難させました。(水分が土器につくと野焼き時に割れてしまうためです)。しかし、その雨も止み、なんとか野焼きを始めることが出来ました。火の回りに土器を並べて、水分を抜いてから火の中に入れます。土器が赤っぽい色に焼き上がるまで、“まいぎり法”での火おこし体験をしました。煙りは出ていてもなかなか火がつかない代わりに、いつの間にかグループ別での対抗意識が燃えていました。結局火はつかなかったのですが、「家に帰ってからもう一度やる」と言う子供もいるくらいでした。およそ2時間後、焼き上がった土器の中から自分の作った土器を捜し出して(土器作りが3週間

前で、焼き上がりは色が変わり、少し小さくなるので解らなくなるようです)、歴史教室を終了しました。夏休みの楽しい思い出の1ページになればうれしいことですが…。

子供たちの感想文の一部を紹介します。

形をつくるところがむずかしかったです。ねん土をこねてやわらかくするところも力がいるので大変だなと思いました。それに、この土器を作るのにはすごく時間がかかるのがよくわかりました。弥生時代の人々はたぶんこれより時間をかけて大変な思いをしたんだろうなと思います。(鶴山小6年 内藤仁美さん)

土器をこんなふうにつくるのか…と思った。一番楽しかったのは、火おこし。ぜんぜん火がつかないし、やけどもするし、さいなんだらけだったけど、おもしろかった。六年になって早く歴史を習いたいとも思った。来年もあるならぜったい来たいと思った。(北小5年 塩貝朋未さん)

土器作りをやっていたいいことは本物の土器をさわったことと、あとほくが土器を作ったことです。完成するのがたのしみです。あと火おこしをしてけむりがでているのにつかないので、昔の人はたいへんと思いました。(弥生小5年 藤田啓伸くん)



土器づくり風景(7月22日)

博物館入館案内

- 開館時間：午前9：00～午後5：00
- 休館日：毎週月曜日・祝日の翌日
12月27日～1月4日・その他
- 入館料：小・中学生 100円(80円)
高校・大学生 150円(120円)
一般 210円(160円)
※()は30人以上の団体

大博物館だより No.24 平成11年10月1日発行

編集・発行：津山郷土博物館
〒708-0022 岡山県津山市山下92
TEL(0868)22-4567 FAX(0868)23-9874
印刷：有限会社美成

大は津山松平藩の楡印で剣大といい、現在津山市の市章となっている。